

## 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

### 第一 くろまぐろ（小型魚）

#### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

- 1 -

4,334.6トン

#### 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	28.3

- 2 -

福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4

- 3 -

京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2

- 4 -

高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

- 5 -

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.7

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,527.2トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

- 6 -

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6

- 7 -

新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2

- 8 -

島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3

- 9 -

大分県	18.6
宮崎県	53.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3

- 10 -

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1